

長期優良住宅認定申請手数料について 「仙台市手数料条例 2 条の 2 より」

1. 認定申請

○一戸建ての住宅

| 適合証あり | 設計住宅性能評価書あり | 適合証等なし |
|---------|-------------|----------|
| 6,000 円 | 15,000 円 | 45,000 円 |

※適合証等とは、適合証、設計住宅性能評価書をいいます。(以下同じ)

○共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外)

以下の表の床面積の合計に応じて記載された額を、申請建築物の認定申請の件数で割って得た額。
(100 円未満の端数があるときは、100 円に切り上げた額)

| 建築物の床面積の合計 | 適合証あり | 設計住宅性能評価書あり | 適合証等なし |
|--|-----------|-------------|-------------|
| 500 m ² 以内 | 12,000 円 | 57,000 円 | 106,000 円 |
| 500 平方メートル超～1,000 m ² 以内 | 21,000 円 | 91,000 円 | 170,000 円 |
| 1,000 m ² 超～2,500 m ² 以内 | 31,000 円 | 171,000 円 | 335,000 円 |
| 2,500 m ² 超～5,000 m ² 以内 | 57,000 円 | 294,000 円 | 601,000 円 |
| 5,000 m ² 超～10,000 m ² 以内 | 99,000 円 | 452,000 円 | 1,030,000 円 |
| 10,000 m ² 超～20,000 m ² 以内 | 163,000 円 | 823,000 円 | 1,910,000 円 |
| 20,000 m ² 超～30,000 m ² 以内 | 200,000 円 | 1,120,000 円 | 2,730,000 円 |
| 30,000 m ² 超 | 213,000 円 | 1,360,000 円 | 3,340,000 円 |

※注意1:端数処理の関係で、実際の 1 棟あたりの手数料は上記と異なります。

【計算例】

延べ面積 5,649 m²(うち認定申請住戸部分が 4,500 m²)、適合証あり、認定対象戸数 58 戸の場合
 1 戸当たりの手数料 99,000 円 ÷ 58 戸 = 1,707 ⇒ 端数処理(100 円切り上げ)の結果 1,800 円/戸
 1 棟全戸の認定件数 1,800 円/戸 × 58 戸 = 104,400 円

2. 変更認定申請(法 8 条)

○一戸建ての住宅

認定申請と同額

○共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外)

認定申請の手数料の表の「建築物の床面積の合計」を「建築物の当該変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の合計」と読み替えてください。

3. 法 9 条申請及び法 10 条届出

手数料なし

※手数料の詳細は、仙台市手数料条例 2 条の 2 をご確認ください。